

# 男性育休取得促進達成企業

## 登録マークの申請に関するQ & A

**Q 1 : 登録マークを申請できる企業として、都内で事業を営んでいる企業等とは具体的にどのような企業ですか。**

A 1 : 本社又は営業所等の事業所が都内に営業実態があり、法人都民税を免除されていないことが必要です。個人事業主・大企業も含まれます。企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法別表第2の「公益法人等」、別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。

**Q 2 . 従業員規模としては、何人の従業員から登録は可能ですか。**

A 2 : 都内に勤務する常用雇用する従業員2名以上、かつ6か月以上継続して雇用している従業員がいる事業所が登録できます。

**Q 3 . 男性の育児休業取得対象者数（過去2年間分）と男性の育児休業取得者数については、提出書類はありますか。**

A 3 . 誓約事項の記載をもって確認させていただきます。必ず、企業として過去2年間の会計年度における男性の育児休業取得対象者数、その対象者が申請日までに育児休業取得した人数を確認したうえで、記載してください。

**Q 4 . 登録の有効期間はどのくらいですか。**

A 4 . 登録決定日から起算し、2年に達する日の度末までが有効期間です。  
例：令和4年9月1日に登録決定した場合、令和7年3月31日までが登録期間となります。

**Q 5 . 登録には、どのくらいの時間がかかりますか。**

A 5 . 申請から約1か月程度になります。

**Q 6 . 50%以上の登録マークに申請した後に、直ぐに75%以上の登録マークの申請はできるのでしょうか**

A 6 . 1年度に1企業1回の登録マーク申請となります。同年度に1企業が2回の登録マークの申請は出来ません。次年度に、1企業として、色の種類が違う登録マークを申請することはできます。

例：令和4年度に、1企業として50%以上の登録マークを申請。

令和5年度に、同一企業として75%以上の登録マークの申請は可能。

**Q 7 . 企業の所在地等の申請内容に変更があった場合には、どのようにすれば良いでしょうか。**

A 7 . 企業等の名称、所在地、代表者名、連絡先、メールアドレス、ホームページアドレスなどが変更になった場合は、速やかに事務局までメールにてお知らせください。

